

第31回大阪市屋外広告物審議会概要

日 時: 平成18年10月2日(月)

午後3時～午後5時

場 所: 大阪市長公館 1階会議室

出席委員: 多胡委員、北浦委員、今竹委員、前田委員、奥村委員、大野委員、
荏原委員、山崎委員、塚脇委員、悦委員、小坂委員、戸倉委員、小
島委員、田村委員

本市出席者: 建設局管理部長、路政課長、路政課長代理、路政課担当係長

1 委員の変更について

2 報告事項

○大阪市屋外広告物条例の改正内容について(H18年9月改正済)

①屋外広告業の登録制度の導入

- ・ 大阪府登録業者に対する特例届出制度の実施
- ・ 平成19年1月施行予定

②景観重要建造物及び景観重要樹木の禁止物件の追加

- ・ 都市景観委員会において、景観重要建造物等の指定を検討中

③氏名公表制度の規定整備

- ・ 広告主を特定するために必要な事項の追加
- ・ 以前の条文では同一店名の業者があった場合、区別して公表することができなかったため規定の整理を実施

○除却等の費用徴収について

- ・ H17年11月1日付の提言のとおり、費用徴収制度の導入を検討中

3 議事

○過料制度の導入について

- ・ これまでは、違反広告物の掲出者に対し、指導や勧告を実施してきたが、指導と違反掲出のいたちごっこになっており、効果的な対策となっていない。こうしたことから、自社の会社名やブランド名・商品等を広告するために、大量に広告物を頒布している広告主に対し、新たに管理義務

を課すことを検討

- ・新たに広告主に対し管理義務を課すことについてパブリック・コメントを実施

○結論

制度内容やパブリック・コメント資料については、会長と事務局において整理することを前提に審議会として了承

4 その他報告事項

①広告事業調査研究会について

- ・ 広告収入の確保策を検討
- ・ 禁止物件（区役所壁面・道路施設）への広告添加の要望について説明

②委員報酬の公開について

- ・ ホームページへの委員名と委員報酬の公開

③審議会等の設置及び運営に関する指針について

- ・ 女性の登用を40%以上とすること
- ・ 審議会との職を3以上兼ねる者を委員として選出しないこと
- ・ 継続して選任する場合4年を超えないこと

配付資料

- ・ 報告事項（PDF）
- ・ 議事（PDF）
- ・ その他報告事項（PDF）
- ・ 大阪市屋外広告物条例新旧対照表（PDF）